

正社員に転換したパート労働者の年次有給休暇日数について																																																														
質問	週1日勤務のパートを2年前の4月に雇い入れ、今年4月に正社員にした場合の年次有給休暇の付与日数はどうしたらよいでしょうか。																																																													
回答	<p>2年前の4月に雇い入れた週1日勤務のパート労働者の年次有給休暇の付与日は、付与日の斉一的取り扱いがなされていない限り、初年度は10月に1日付与され、翌年10月に2日付与されます。その後4月に正社員になり、労働日数が週5日になっても付与日数は、次の付与日の10月まで変更なく2日のままです。(昭和63年3月14日付け基発150号通達)。</p> <p>パートから正社員に切り替わった場合でも勤続年数は通算されますので(昭和63年3月14日付け基発150号通達)、その10月の付与日になった時点で、勤続年数は2年6か月の労働日数週5日の労働者ですので、付与日数は12日に増えます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">労働日数</th> <th rowspan="2">一年間の所定労働日数</th> <th colspan="7">雇入れの日から起算した継続勤務期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>1年6箇月</th> <th>2年6箇月</th> <th>3年6箇月</th> <th>4年6箇月</th> <th>5年6箇月</th> <th>6年6箇月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5日</td> <td>217日以上</td> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>169日から216日まで</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>121日から168日まで</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>8日</td> <td>9日</td> <td>10日</td> <td>11日</td> </tr> <tr> <td>2日</td> <td>73日から120日まで</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>6日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>48日から72日まで</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table>	労働日数	一年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間							6箇月	1年6箇月	2年6箇月	3年6箇月	4年6箇月	5年6箇月	6年6箇月以上	5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
労働日数	一年間の所定労働日数			雇入れの日から起算した継続勤務期間																																																										
		6箇月	1年6箇月	2年6箇月	3年6箇月	4年6箇月	5年6箇月	6年6箇月以上																																																						
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																						
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日																																																						
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日																																																						
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日																																																						
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日																																																						

パート労働者の年次有給休暇の義務的付与について	
質問	年次有給休暇義務的付与に関して「10日以上年次有給休暇が付与される労働者」は、勤続3年6か月で週3日のパート労働者の付与日数は8日ですが、前年からの繰越による日数が3日を加算した付与日数が11日であるので、「10日以上年次有給休暇が付与される労働者」として5日の年休義務的付与の対象者になるのでしょうか。
回答	<p>労基法39条第7項の年次有給休暇義務的付与に関して「10日以上年次有給休暇が付与される労働者」は、当年の付与日数が年10日以上付与されます。</p> <p>週5日以上勤務の通常の労働者は勤続6か月経過の1年目から10日以上付与されますので、初年度から義務的付与の対象者です。</p> <p>労働日が週4日以下の比例付与で年次有給休暇が付与される労働者についても、当年度の付与日数が年10日以上付与される勤続期間継続勤務した労働者であり、週4日勤務の労働者は3年6か月経過後、週3日勤務の労働者は5年6か月経過後に当年の付与日数が年10日以上付与され、義務的付与の対象者になります。</p> <p>週2日勤務以下の労働者は、当年度の付与日数が年10日以上付与されることはありませんので、義務的付与の対象者となることはありません。</p> <p>パートから正社員に切り替わった場合は、切り替わった時点ではなく、次の付与日になった時点で、年10日以上付与されることになりますから、この時から5日の年休義務的付与の対象者になります。</p>